# 令和6年

# 障害者総合支援法関係事業者説明会資料

(事業のご案内)



令和6年3月27日 姫路市 障害福祉課



### 対象

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、相談支援事業所

## 事業内容

障害福祉サービス等の利用者やその家族からのハラスメント(セクハラ、暴言・暴力等)等に 関する無料弁護士相談を月1回行います。

# 利用方法

- ① 公表された日程(※)を見て、障害福祉課に電話し、希望時間等を予約
- ② 相談シートの作成
- ③ 予約時間の5分前に来所 ※日程は別途お知らせします。

#### 場所

姫路市役所本庁舎2階 介護保険課相談室



対象

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、相談支援事業所

## 事業内容

市が委託した委託事業者が事業所を訪問し、個々の事例に応じて個別具体的に、処 遇改善加算等の新規取得やより上位の区分の加算取得に必要な**助言、指導、各種書** 類の作成補助等を行う。

### 利用方法

委託事業者あてに電話予約する。予約後に訪問日程等を調整する。

※詳細については、別途お知らせします。

5/1から実施予定

## 実施件数

20事業所(予定)



### 内容

令和6年4月以降に新規開設した放課後等デイサービス事業所において常勤・専従職員として 雇用された児童発達支援管理責任者、児童指導員、保育士に一時金を交付します。

(注)市内の児童発達支援又は放課後等デイサービス事業所に、過去1年以内に上記職種で勤務した場合は対象外です。

## 給付額

- ·児童発達支援管理責任者 月2万円(最大3年間)
- ・児童指導員及び保育士 月1万円(最大3年間)
- ※ 重症心身障害児、医療的ケア児を主な対象とする放課後等デイサービス事業所の場合 月1万円加算(最大1年間)

## 利用方法

- ① 申請書類 申請書、誓約書、経歴書、添付書類(資格証等)、雇用証明書 放課後等デイサービス事業所が取りまとめて、障害福祉課に提出
- ② 請求書類 実績報告書・請求書 申請年度の3月末付で実績報告書を取りまとめて障害福祉課に提出
- ⇒5月頃に1年分まとめて、雇用された職員の口座に振込

